

【紹介手数料の返還】 ※常勤採用に限る

採用決定者が入職後、以下の期間内に採用決定者本人の責により解雇されたとき、または本人の都合で雇用契約を終了し退職したときは、下記の基準で返還するものとする。

入職後の雇用期間	紹介手数料に対する返還割合
入職後 1 か月以内の場合	100%
入職後 3 か月以内の場合	50%

ただし、雇用主の責による解雇、雇用主に起因する退職、採用決定者の死亡、天災による事故等の不測の事態、その他乙の免責が相当と推察される事由の場合はこの限りではない。